

島牧村告示第22号

島牧村特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の公表について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第5条外の規定により、次の事項について公表することを告示する。

平成27年12月29日

島牧村長 藤 澤



記

公表事項

- 1 特定個人情報等の保護に関する考え方
- 2 特定個人情報等の保護方針
 - (1) 法令遵守
 - (2) 安全管理措置
 - (3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止
 - (4) 委託・再委託
 - (5) 継続的改善
- 3 お問い合わせ先

島牧村特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

島 牧 村

島牧村特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

島牧村では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。

番号法においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程等を整備して職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

特定個人情報等の適正な取り扱いに関する法令等を遵守する。

なお、法令等には次のものを含む。

- （1） 番号法
- （2） 行政機関個人情報保護法等関係法令
- （3） 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- （4） 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）
- （5） 地方公共団体における個人情報保護対策（平成15年6月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）等

（安全管理措置）

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先等を含む)において、番号法に基づき自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

特定個人情報等の保護に関する管理規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 お問い合わせ先

- | | | |
|------------------------|------|---------|
| (1) 制度全般に関すること。 | 総務課 | 75-6211 |
| (2) 情報システムに関すること。 | 企画課 | 75-6212 |
| (3) 個人情報に関すること。 | 総務課 | 75-6211 |
| (4) 通知カード及び個人番号に関すること。 | 住民課 | 75-6213 |
| (5) 各所管事務に関すること。 | 各所管課 | 75-6211 |

平成 2 7 年 1 2 月 策 定

島 牧 村

(島 牧 村 総 務 課 総 務 係)